

社会保険

ひょうご

2013

9

September

発行／一般財団法人兵庫県社会保険協会 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26 TEL(078)393-0211

*当協会は、会費で運営されています。国等からの補助金等は一切受けておりません。

- 特集**
- 平成25年9月分から厚生年金保険の保険料率が変わります
 - 育児休業期間中の保険料免除について
 - 生活習慣病予防健診の受診はおすすめですか?
 - 「社会保険実務講習会」参加者募集中!
 - 社会保険ボウリング大会参加者募集中!
 - 業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)のご案内
 - 新規契約施設のお知らせ!



(神戸市：萌黄の館)

協会とあなたを結ぶ「社会保険ひょうご」をみなさんに回覧しましょう

(一財)兵庫県社会保険協会
のホームページ

➡ <http://www.hyougo-shahokyo.or.jp/>

事業主の
皆様へ

平成25年9月分から 厚生年金保険の保険料率が変わります

平成16年の法律改正により、保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることになっており、「平成25年9月分（同年10月納付分）から平成26年8月分（同年9月納付分）まで」の保険料率は、次のとおり変更されます。
※この保険料率の改定については、従業員の皆様にもお知らせいただきますようご協力をお願いします。

一般の被保険者・・・・・・・・・・ **16.766% → 17.120%**
坑内員・船員の被保険者・・・・ **17.192% → 17.440%**

厚生年金基金加入員の場合

厚生年金基金に加入する方の保険料率は、上記の一般の被保険者または坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

一般の被保険者・・・・・・・・・・ **12.120% ～ 14.720%**
坑内員の被保険者・・・・・・ **12.440% ～ 15.040%**

※免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

❖ お願い ❖

被保険者資格の取得日・喪失日、被保険者月額、標準賞与額などは、法律により必ず事業主から被保険者に通知しなければならないことになっています。被保険者の方々が自身の記録を確認するためにも、必ず通知していただきますようお願いいたします。

育児休業期間中の保険料免除について

育児休業および育児休業に準じる措置による休業（以下 育児休業等とする）を取得する被保険者は事業主に申出を行い、事業主が届出を行うことにより、育児休業等を開始する日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までの間、健康保険・厚生年金保険料の事業主および被保険者負担が、最長で子が3歳になるまでの期間免除されます。



1. 保険料免除措置の対象となる育児休業等

- ①育児介護休業法第2条第1項に規定する「育児休業」
(ア)1歳に満たない子を養育するための育児休業
(イ)1歳から1歳6ヵ月に達するまでの子を養育するための育児休業
- ②育児介護休業法第23条第1項の「育児休業の制度に準ずる措置による休業」
1歳（左記（イ）の休業の申出をすることができる場合にあっては1歳6ヵ月）から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業

2. 育児休業等取得者申出書の提出

申出書による保険料の免除を受けるためには、上記1.のそれぞれの育児休業等期間中に育児休業中の被保険者を使用する事業主が年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合に、厚生年金基金に加入している場合は厚生年金基金にも提出が必要。以下「年金事務所等」とする）に届出が必要となります。それぞれの育児休業等の終了した後にその被保険者を使用する事業主が届出を行っても、その育児休業等にかかる保険料は免除されません。

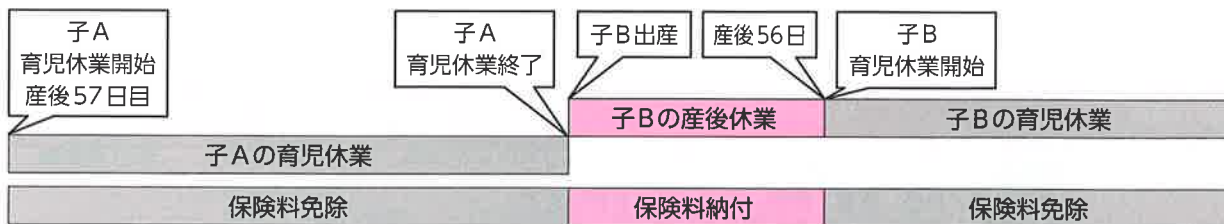
日本年金機構からのお知らせです。

3. 育児休業等期間中に次の子を出産した場合

①子Aの育児休業期間中の者から、子Bの産前休業の請求がない場合

子Bの出産予定日前6週間以内であっても産前休業は開始されず、子Aに係る育児休業等期間及びそれに伴う保険料免除は終了しません。子Bの出産日の翌日より子Bに係る産後休業が開始し、子Aに係る育児休業等期間及びそれに伴う保険料免除は終了しますので、事業主は、「育児休業等取得者終了届」を年金事務所等に届出する必要があります。

図1 子Bの産前休業の請求がない場合

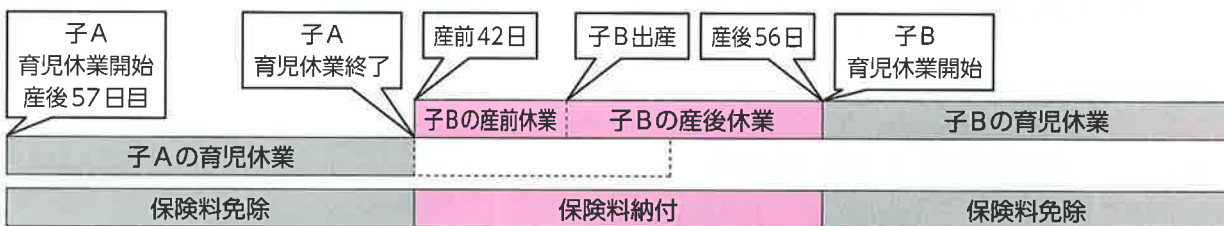


②子Aの育児休業期間中の者から、子Bに係る産前休業の請求がある場合

子Bに係る産前休業が開始されることにより、子Aの育児休業等期間及びそれに伴う保険料免除は終了します。

また、事業主は、育児休業等の終了予定日の前日までに「育児休業等取得者終了届」を年金事務所等に届出する必要があります。

図2 子Bの産前休業の請求がなされた場合



4. 育児休業等を延長する場合

育児休業等を取得している被保険者が、その終了予定日を延長した場合は「育児休業等取得申出書(延長)」を事業主が年金事務所等に提出してください。

なお、延長後の終了予定日は、「1. ①(ア)」の場合は子が1歳に達する日、「1. ①(イ)」の場合は1歳6ヵ月に達する日、「1. ②」の場合は子が3歳に達する日を限度とします。

5. 育児休業等終了予定日前に育児休業等を終了した場合

被保険者が育児休業等終了前に育児休業等を終了した場合は「育児休業等取得者終了届」を事業主が年金事務所等に提出する必要があります。

6. 確認通知書

①確認通知書

育児休業取得者であると確認した場合は「育児休業等取得者確認通知書」を事業主あてに通知いたしますので、確認された事項を被保険者に通知してください。

②終了確認通知書

育児休業終了予定日前に育児休業を終了したことを確認した場合は「育児休業等取得者終了確認通知書」を事業主あてに通知いたしますので、確認された事項を被保険者に通知してください。

7. 届出用紙

「育児休業等取得者申出書」等の届出用紙は日本年金機構のホームページよりダウンロードすることができますので、ご利用ください。

健康保険・厚生年金保険適用関係届書・申請書一覧

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/sinsei.jsp>

詳しくは管轄の年金事務所までお問い合わせください。

生活習慣病予防健診の受診はお済みですか？

健診は健康状態を知る第一歩です。
協会けんぽでは、みなさまの健康の保持・増進のため、35歳～74歳の加入者(ご本人)の方を対象に、健診と健康づくりの支援を行っています。

健診の種類	検査の内容	受診対象年齢	自己負担額 ()内は、自己負担額に協会の補助を合計した場合の最高額です。
一般健診	<ul style="list-style-type: none"> ●診察等/問診、視診、触診、聴打診などを行います ●身体計測/身長、体重、腹囲、視力、聴力を測ります ●血圧測定/血圧を測り、循環器系の状態を調べます ●尿検査/腎臓、尿路の状態や糖尿病などを調べます ●便潜血反応検査/大腸からの出血を調べます ●血液検査/動脈硬化、肝機能などの状態や糖尿病、痛風などを調べます ●心電図検査/不整脈や狭心症などの心臓に関わる病気を調べます ●胸部レントゲン検査/肺や気管支の状態を調べます ●胃部レントゲン検査/食道や胃、十二指腸の状態を調べます 	35歳～74歳の方	最高 6,843円 (18,007円)
	眼底検査		
子宮頸がん検診 (単独受診)	問診・細胞診/子宮頸部の細胞を採取して調べます。 自己採取による検査は実施していません。	20歳～38歳の 偶数年齢の女性の方	最高 630円 (2,100円)

■一般健診に追加して受診する健診 (セット受診のみで単独受診はできません)

付加健診	<ul style="list-style-type: none"> ●尿沈渣顕微鏡検査 ●血液学的検査 (血小板数、末梢血液像) ●生化学的検査 (総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アミラーゼ、LDH) ●眼底検査 ●肺機能検査 ●腹部超音波検査 	一般健診を受診する ① 40歳の方 ② 50歳の方	最高 4,583円 (9,166円)
乳がん検診	●問診 ●視診 ●触診 ●乳房エックス線検査	一般健診を受診する 40歳～74歳の 偶数年齢の女性の方	50歳以上 最高 1,036円(3,454円) 40歳～48歳 最高 1,610円(5,365円)
子宮頸がん検診	●問診 ●細胞診 ※子宮頸部の細胞を採取して調べます。 自己採取による検査は実施していません。	一般健診を受診する 36歳～74歳の 偶数年齢の女性の方 ※ 36歳、38歳の方は、子宮頸がん検診の単独受診も可能です。	最高 630円 (2,100円)
肝炎 ウイルス検査	●HCV抗体検査 ●HBs抗原検査 ※肝炎ウイルス検査は、受診者ご本人が直接健診機関にお申し込みください。申込書は、健診機関の窓口で希望するか協会けんぽホームページからダウンロードできます。	一般健診と同時受診 ※過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は受診できません。	最高 595円 (1,984円)

※多数の方を対象に実施する健診は、特定の疾病の発見を目的とした精密検査などとは異なり、その精度には限界があります。日ごろから健康管理に心がけ、気がかりなことがありましたら専門医に相談しましょう。

生活習慣病予防健診について

健診実施機関を追加しました

平成25年9月1日付で新たに右記の健診機関と契約を締結しましたので、ご利用ください。
※詳しくは、済生会兵庫県病院にお問い合わせください。

健診機関名	済生会兵庫県病院
所在地	神戸市北区藤原台中町5丁目1-1
健診機関コード	2815001538
電話番号	078-987-2222

健診のお申し込み、お問い合わせは...

全国健康保険協会 兵庫支部 保健グループ 〒651-8512 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館 TEL078-252-8705

協会だより

「社会保険実務講習会」 参加者募集中!

「社会保険実務講習会」にご参加を!

11月の社会保険実務講習会は老齢年金、障害年金、遺族年金等の年金給付全般となっています。

下記の要領で実施いたしますのでぜひご参加ください。

平成25年度の社会保険実務講習会は今回で終了となります。

実務講習会にご参加いただいた方には「健康づくりカレンダー(平成26年版)」を贈呈いたします。

- 参加費 無料
- 応募締切 10月10日(木) 必着
- 募集方法 受講希望の方は、締め切り日までに申込書(コピー可)に必要な事項をご記入いただき、下記宛先までお申込みください。
後日、応募結果等について通知いたしますので、必ず返信用封筒に宛先ご記入の上、80円切手を貼って同封してください。
応募者多数の場合は抽選とします。
【会費納入がない場合の参加者については3,000円(実費程度)が必要です。】
【受講申込時に協会費の納入を希望され納入された場合、参加費は不要です。
講習会参加申込書の協会費納入希望欄*に○印をご記入ください。】

実務講習会スケジュール

会場番号	会場・住所・TEL	開催日	開催時間	講師	内容
1	尼崎商工会議所 601会議室 尼崎市昭和通3-96 06-6411-2251	11月11日(月)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 辻 真吾 先生	・年金給付全般
2	姫路市市民会館 中ホール 姫路市総社本町112 079-284-2800 会場変更!	11月13日(水)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 清水 賀奈子 先生	
3	兵庫県中央労働センター 大ホール 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 078-341-2271	11月14日(木)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 西本 恭子 先生	
4	豊岡市民会館 講座室 豊岡市立野町20-34 0796-23-0255	11月15日(金)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 宇谷 清 先生	
5	明石市立市民会館 第1・第2会議室 明石市中崎1丁目3-1 078-912-1234	11月21日(木)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 藤原 弥季 先生	

※専用駐車場(無料駐車場)を完備していない会場、駐車台数に制限がある会場等がありますのでご来場の際には、公共交通機関を利用していただきますようお願いいたします。

申込・
問い合わせ先

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-9-26

一般財団法人兵庫県社会保険協会 講習会係 電話 078-393-0211



講習会参加申込書 (2名まで参加可)

参加者氏名 (ふりがな)	①	②	連絡先電話番号
			事業所整理記号
事業所名			平成25年度協会費納入年月日
所在地			年 月 日
			*協会費
参加会場 希望会場番号に○印	1・2・3・4・5		納入希望
			テキスト
			要・不要

※上記情報は、申込・受付事務および応募結果発送以外に使用いたしません。
※「協会費納入年月日」が不明の場合「会費払込受領証」のコピーを添付してください。

テキストは5月、7月、9月に実施の実務講習会と同じものを使用しますので、お持ちの方はテキスト不要に○をし、当日テキストを持参してください。

社会保険ボウリング大会参加者募集中!

社会保険ボウリング大会開催について

今回の募集は4支部で、被保険者の皆様の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図ることを目的として、恒例のボウリング大会を下記のとおり開催いたしますので、奮ってご参加ください。

姫路支部

姫路年金事務所管内の事業所
 ……定員30チーム(90名)1事業所2チームを限度
 兵庫県社会保険協会姫路支部主催
 第24回社会保険ボウリング大会
 ◇日 時:平成25年11月15日(金)
 集合 午後6時15分 開始 午後6時45分
 ◇場 所:マスターズ姫路スターレーン【姫路市南畝町】
 電話079-222-2091
 ◇参加金1チーム4,770円(3ゲーム)

西宮支部

西宮年金事務所管内の事業所
 ……定員16チーム(48名)
 兵庫県社会保険協会西宮支部主催
 第41回社会保険ボウリング大会
 ◇日 時:平成25年11月22日(金)
 集合 午後6時00分 開始 午後6時30分
 ◇場 所:T.TBOWLトマト西宮店【西宮市室川町】
 電話0798-72-9011
 ◇参加金1チーム2,820円(2ゲーム)

豊岡支部

豊岡年金事務所管内の事業所
 ……定員10チーム(30名)
 兵庫県社会保険協会豊岡支部主催
 第6回社会保険ボウリング大会
 ◇日 時:平成25年11月24日(日)
 集合 午前10時15分 開始 午前10時45分
 ◇場 所:ジョイプラザ豊岡店【豊岡市加広町】
 電話0796-29-0102
 ◇参加金1チーム2,100円(2ゲーム)

加古川支部

加古川年金事務所管内の事業所
 ……定員20チーム(60名)
 兵庫県社会保険協会加古川支部主催
 第22回社会保険ボウリング大会
 ◇日 時:平成25年12月20日(金)
 集合 午後6時00分 開始 午後6時30分
 ◇場 所:ニッケパークボウル【加古川市加古川町寺家町】
 電話079-427-8900
 ◇参加金1チーム2,100円(2ゲーム)

●競技方法

- 1チーム3名で編成し、1人2～3ゲーム(支部により異なる)の投球を行いトータルスコアの合計点で団体戦の順位を決定する。また、この時に個人戦の得点も兼ねる。
- ハンデは、女子1ゲームにつき20点とする。
- 大会当日3名そろわなかったチームは、個人戦のみの参加とする。

●表彰【参加チーム数・参加人数により変更することがあります】

- 団体の部 優勝、準優勝、第3位、BB賞
- 個人の部 優勝、準優勝、第3位、飛び賞、BB賞
- 参加者全員に参加賞

●留意事項

- 申し込みは、右記の様式(コピー可)で
 平成25年10月17日(木)までに
 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-9-26
 (一財)兵庫県社会保険協会 事業係 宛
 参加金(ゲーム代相当)と一緒に現金書留で送付してください。
- 受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- 直前で参加を取り消された場合は、参加金をお返しできない場合があります。
- 貸し靴は自己負担をお願いします。

第 回社会保険ボウリング大会申込書

チーム	事業所整理記号 及び 被保険者番号	(ふりがな) 被保険者氏名	被保険者 資格取得 年月日	性別	備考
A			S . . .	男	
			H . . .	女	
			S . . .	男	
			H . . .	女	
B			S . . .	男	
			H . . .	女	
			S . . .	男	
			H . . .	女	

上記のとおり申し込みます。
 平成 年 月 日
 兵庫県社会保険協会 支部長 様
 平成25年度協会費
 納入年月日 平成 年 月 日
 事業所所在地 〒 -
 事業所名称 _____ (印)
 申込責任者氏名 _____
 電話番号 _____

★原則、上記申込書記載順の投球順となります。

会員事業主の皆様へ

業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)

【正式名称:一般傷害保険】

本制度は、会員事業所の経営者・従業員双方の業務災害リスクに対応する補償に当会のスケールメリットを活かし団体割引等を適用した低廉な保険料でご加入いただける制度です。

従業員の増減時の加入脱退手続きが不要で、パート・アルバイトに加え、派遣社員や構内下請業者などの非正規雇用労働者も補償可能であり、熱中症を自動セットで補償します。売上高と業種を基にした保険料算出により、簡便な加入手続きを特徴としています。

本制度の提携保険会社は、東京海上日動火災保険株式会社です。

保険期間は、2013年10月1日午後4時~2014年10月1日午後4時となり、保険期間中は毎月中途加入が可能です。

【本制度の主な特徴】

1. 業務中に被ったケガにつき、労災保険の給付決定を待たずに保険金が受取れます。
2. 天災(地震・噴火・これらによる津波等)によるケガも補償対象
3. 保険料水準は、一般の契約対比最大約55%割引(団体割引30%・優良割引30%・役職員一括契約割引5%または10%)

※導入いただく場合は、同封の『会員事業所向けの案内チラシ』をご覧ください。

平成25年8月作成 13-T-04604

新規契約施設のお知らせ!

契約宿泊施設

新規契約宿泊施設が加まりました。どうぞご利用ください。

施設名	所在地・電話番号等	承認後利用料金等
志摩別邸 ひろはま荘	〒517-0703 三重県志摩市志摩町和具1593 ☎0599-85-0525(代)	下記参照



申込方法

施設に電話をかけ、協会会員である旨を申し出て予約してください。「契約宿泊施設利用承認書」の提出は不要です。

なお、詳細は当協会ホームページより確認できますのでご参照ください。

志摩別邸 ひろはま荘 特別提携割引料金

1. 特別料金 ご利用お1人1泊2食料金(税・サービス料込)

ご利用コース	通常一般料金(平日)	特別提携料金(年中)
てんぼな料理デラックス・コース	21,735円(税・サ込)	15,750円(税・サ込)
てんぼな料理スタンダード・コース	18,112円(税・サ込)	13,650円(税・サ込)
お子さまプラン	14,490円(税・サ込)	10,500円(税・サ込)
1泊朝食付き	8,452円(税・サ込)	6,300円(税・サ込)
素泊まり	5,250円(税・サ込)	4,515円(税・サ込)

*通常一般料金は平日料金で、休前日、祝日は、2,000円~4,000円増しとなりますが、特別提携料金は、年中特別提携料金でご利用いただけます。一切割増料金はいただきません。

*お子さまプランは、6歳~10歳の方が対象となります。5歳以下の方は、入館料2,000円(但し、食事、寝具共不要の場合)申し受けます。

2. 付属施設利用料金 *日本グラウンドゴルフ協会公認 グラウンドゴルフガーデン 3コース24ホール

	通常一般料金	特別料金
1コース 8ホール お1人様	630円	525円
2コース16ホール お1人様	1,260円	1,050円
3コース24ホール お1人様	1,890円	1,575円

3. キャンセル料規定

個人	*ご利用日の1週間前の17:30以降発生の場合 *当日キャンセルの場合	*1人4,000円 *1泊2食料金全額
団体	*お申し込み人数の50%以上の減員の場合 *ご利用日の1週間前の17:30以降の減員 *当日キャンセルの場合	*1人4,000円 *1人4,000円 *1泊2食料金全額

但し、団体:連泊を含む宿泊人数延べ20名様以上お申し込みのお客様とする

4. 特別企画のご提供

四季折々の志摩のグルメや観光などの特別企画旅行等を特別優待価格にてご提供し会員様にお値打ちにご利用いただけるようにいたします。

社会保険ダイアリーのご案内

平成
26年
度版

DIARY2014

A5判224頁(予定)・定価:945円(本体900円+税)
B5判160頁(予定)・定価:1,050円(本体1,000円+税)

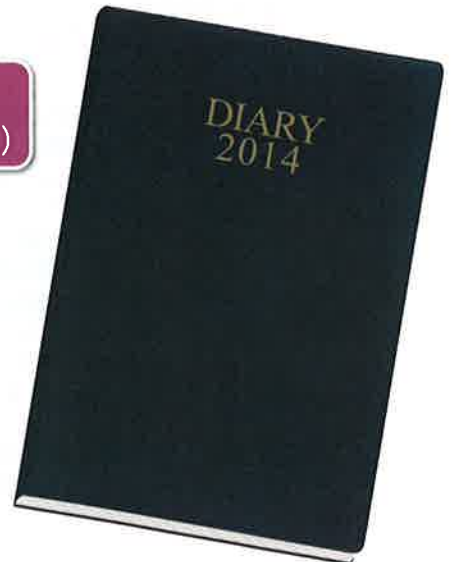
- ◆予定表は見開きで、左頁は1週間のスケジュール欄を、右頁は横線入りの自由メモ欄を配置しています。巻頭には、月間予定表を収載しています。
- ◆巻末には社会保険制度(窓口も収載)・健康づくり・暮らしに役立つ便覧がついています。コンパクトなA5判に対し、B5判は書き込みやすい大判です。

- 特別割引価格 A5判:850円(税込) / B5判:945円(税込)
- 送料特別価格 いずれも350円(税込)

※必要事項をご記入のうえ、11月30日までに
兵庫県社会保険協会までファックスにてお申し込みください。

FAX 078-393-0411

※11月30日を過ぎての申込は定価販売、送料実費(420円)となりますのでご注意ください。



カバー 黒色

DIARY2014 申込書 <コピー可>

申込日	平成25年	月	日	協会費納入年月日	平成25年	月	日
事業所名称				ご担当者			
事業所所在地	〒	-		申込部数	(A5判)	部	(B5判)
電話番号	-	-					

※この申込書にご記入いただきました個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

協会受付 No. _____

今にゆとり

掛金は全額所得控除で税金がおトク。

老後にゆとり

基本は終身年金。だから一生お受け取り。

自営業・フリーランスの味方です。

兵庫県 国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。
平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。
※日本国内に住所を有する方に限ります。

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

0120-65-4192

[月~金]9:00~17:30

検索

**自由なプランで掛金設定。
ライフサイクルに応じて増減も可能です。**

掛金は、年金の型と口数の組み合わせで自由に設定ができ、あなたにぴったりのプランがつくれます。また、口数単位であれば、加入後に途中変更も可能。各型の掛金額は加入時の年齢(月単位)により異なりますので、詳しくは国民年金基金までお問い合わせください。

1口目としてA型、2口目にI型を1口加入した場合

35歳(誕生日)に加入の男性の場合

掛金額	受取額	
60歳までお支払い 月額 16,025円	65歳~80歳 月額 3万円	80歳~終身 月額 2万円

※加入中、受給中(保証期間)に亡くなった場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

35歳(誕生日)に加入の女性の場合

掛金額	受取額	
60歳までお支払い 月額 17,885円	65歳~80歳 月額 3万円	80歳~終身 月額 2万円

※加入中、受給中(保証期間)に亡くなった場合、ご遺族に遺族一時金が支給されます

●詳しい情報はホームページでもご覧いただけます。

兵庫県国民年金基金

検索